

プログラム名	南スーダン人道危機対応				
事業名(日・英)	中央エクアトリア州ジュバ市国内避難民キャンプと周辺コミュニティにおける共同作業を通じた民族融和と平和的共存の促進 (第4期) Promote harmonization and peaceful coexistence through collaborative activities at IDP camp and host communities, Juba, Central Equatoria State (4th Phase)				
開始日	2018年11月1日	終了日	2019年8月31日	日数	304日間
団体名				担当者名	
JPF 助成申請額	95,933,123 円	100%	区分：政府支援金 95,933,123 円、民間資金 0 円		
直接事業費	36,912,436 円	(38%)	/	日本国内 (東京)	南スーダン
間接事業費	59,020,687 円	(62%)			
その他資金	0 円	0%	国際スタッフ	1.1 人役	2.0 人役
事業費総額	95,933,123 円	/	現地スタッフ	/	7.0 人役
事業目的	異なる民族が混在し民族対立や暴力が深刻なジュバ市近郊の国内避難民キャンプとホストコミュニティにおいて、指導者と次世代のユース・リーダーが協力して、日々発生する諍いを平和的な方法で解決する活動を自立できるよう体制の構築と能力向上を行うとともに、民族間のコミュニケーションを深め信頼関係を築けるよう、住民が共同で野菜栽培や食料加工の作業を継続して行える体制を整えることで、コミュニティレベルの紛争に対する予防・解決力が強化される。				
事業概要	ジュバ市内及び近郊の国内避難民キャンプ3地区（グンボ、マハド、ウェイ・ステーション）において、指導者61人に対してユース・リーダーへの個別指導・助言能力を強化するための指導員研修を行う。また、紛争管理活動を自主的に継続したいという高い意欲を育むため、3地区のユース・リーダー88人に対して紛争管理研修を行う。また、ユース・リーダー88人、多民族のIDPで構成する作業グループ452人、住民を含む計700人が野菜栽培および食料加工を事業終了後も継続的に行えるよう持続可能性に焦点をあてた研修を行う。共同での農作業と食料加工を通じて民族間の融和と対立緩和を促すと共に、共同活動を主導するユース・リーダーの紛争管理の実践の場が提供される。加えて、3地区のユース・リーダーが中心となって、住民に対する啓発活動が事業終了後も継続して実施できるよう、啓発実施能力強化を行う。これによりコミュニティレベルの平和と治安の維持に対する意識を高め、コミュニティ自身がコミュニティレベルで暴力や対立を自主的に予防・緩和できる状態を目指す。				
事業内容（骨子のみ記入）				裨益者（誰が、何人）	
1. 紛争・暴力予防と対立緩和の指導者・若者の能力強化 ・ 3地区の指導者61人に個別指導（メンタリング）・ファシリテーション指導員研修を各3日間行う。 ・ 3地区の指導者61人およびユース・リーダー88人に対し紛争管理研修を各3日間行う。 ・ 3地区合同の意見交換会を1回開催する。				直接裨益者：149人 （指導者61人、ユースリーダー88人）	
2. 共同作業を通じた対立緩和・融和の促進 ・ 食料加工作業場の整備および設備・機材・種の提供を行い、3地区で穀物・野菜の栽培および食料加工ができる環境を整備する。 ・ 3地区のユース・リーダー88人、作業員計452人に2日間の野菜栽培研修を行う。 ・ 3地区のユース・リーダー88人、作業員452人、住民160人含む計700人に対し4日間の食料加工研修を行う。 ・ 穀物・野菜栽培及び食料加工の共同作業をモニタリングする。				直接裨益者：700人（ユース・リーダー88人、作業員452人、住民160人） 間接裨益者：4,500人 （直接裨益者の家族3,300人、ドンボスコ小学校生徒1,500人）	
3. 保護、平和、融和に関するコミュニティ啓発 ・ ユース・リーダー対象の啓発実施ガイドラインおよび啓発用教材を作成する。 ・ 3地区のユース・リーダー88人に対して啓発実施研修を各2日間実施する。 ・ 3地区のユース・リーダーが主体となり住民計1,800人を対象にした啓発を実施する。 ・ 紛争管理・民族融和レベル調査を事業前後に行い、事業の成果を測る。				直接裨益者：1,888人 （ユース・リーダー88人、啓発受講者1,800人）	

理論的枠組み（ログ・フレーム）（原則1頁以内）

事業目的（事業全体として目指す成果）	異なる民族が混在し民族対立や暴力が深刻なジュバ市近郊の国内避難民キャンプとホストコミュニティにおいて、指導者と次世代のユース・リーダーが協力して、日々発生する諍いなどを自発的に仲裁し、平和的な方法で解決する活動が継続できるよう体制の構築と能力向上を行うとともに、民族間のコミュニケーションを深め信頼関係を築けるよう、住民が共同で野菜栽培や食料加工の作業を継続して行える体制を整えることで、コミュニティレベルの紛争に対する予防・解決力が強化される。			
現状（事業開始前）	目指す成果（事業終了時）	目標値（成果を測る指標）と確認方法	成果のための活動	✓ 前提条件 ✦ リスク、外部要因
<p>政情不安や民族対立、食糧難等により多民族が混在する各国内避難民キャンプ及びその周辺地域では日々暴力的な諍いが発生しており、大小の紛争が再発しやすい状態にあるほか、若者を中心とするギャング活動の活発化による治安の悪化、脆弱性の高い女性や子どもへのストレスや暴力の拡散が生じている。このような日常における紛争を住民自身が非暴力的な方法で予防・解決できるようになることが、将来の民族融和および地域における平和構築の社会基盤としてきわめて重要である。主な暴力の加害者は若者世代であるが、強制移動により分断されたコミュニティでは紛争解決の担い手である指導者と若者の関わりが限定されるため、若者世代が自発的にコミュニティの紛争解決に取り組み平和を促進する役割を担うように</p>	<p>1. 3 地区（ゲンボ、マハド、ウェイ・ステーション）の指導者61名及び次世代の指導者であるユース・リーダー88名が中心となって、日々発生する諍いなどを自発的に仲裁し、平和的な方法で解決できる。また、その活動を自主的に継続したいという高い意欲と、指導者とユース・リーダーの間の指導・協力関係ができている。</p>	<p>指標： 1-1. 指導員研修・紛争管理研修の内容・教材が策定される。 1-2. 3 地区の指導者 61 人に対し、ユース・リーダーへの個別指導（メンタリング）技術と紛争管理のファシリテーション技術を教える指導員研修（TOT）が行われ、理解度テストで 70%以上の成績を修める。 1-3. 指導者が継続的にユース・リーダーへの個別指導（メンタリング）とファシリテーションが実施され、指導者による指導の内容評価が 60%以上となる。 1-4. 3 地区の指導者とユース・リーダー計 149 人に紛争管理研修が行われ理解度テストで 70%以上の成績を修める。 1-5. 3 地区の指導者 61 人とユース・リーダー88 人の合同意見交換会が 1 回開催される。 1-6. 育成された指導者およびユース・リーダーがプロジェクトの期間を通じて継続して活動に従事する。 確認方法： 1-1. 研修計画、研修教材 1-2. TOT 参加者リスト、TOT 研修実施報告 1-3. 個別指導（メンタリング）実施状況調査 1-4. 研修参加者リスト、研修実施報告書、理解度テスト 1-5. 合同意見交換会実施報告書 1-6. モニタリング報告書、聞き取り調査</p>	<p>1-1 研修内容・教材策定 1-2 指導員研修 1-3 指導員評価 1-4 紛争管理研修 1-5 意見交換会 1-6 活動モニタリング</p>	<p>✓ 事業対象地およびこれらを結ぶ道路沿い地域の治安が悪化しない。</p> <p>✦ 治安の悪化</p> <p>✦ 大規模な疫病の蔓延</p>
	<p>2. 3 地区の IDP キャンプのユース・リーダーと多民族構成の作業者の合計 540 名が共同して、野菜の栽培と食料加工を継続して行えるようにな</p>	<p>指標： 2-1. マハド地区とウェイ・ステーション地区に食料加工作業場が整備され共同作業を行う環境が整備される。 2-2. 3 地区のユース・リーダー計 88 人及び作業員 452 人の計 540 人が、マハド地区とウェイ・ステーションの 2 地区に種、農具、水が提供される。 2-3. ユース・リーダー88 人と作業員 452 人の計 540 人に野菜の栽培研修が実施され、理解度テストで 70%以上の成</p>	<p>2-1 食料加工作業場の整備 2-2 水、種、農具の提供 2-3 持続的野菜栽培研修 2-4 食料加工研修、食料加工用道</p>	<p>✓ 事業対象地およびこれらを結ぶ道路沿い地域の治安が悪化しない。</p> <p>✓ 悪天候により食料栽培が中止しない。（安定した水源の確保）</p>

<p>することで、コミュニティ内の紛争に対する予防・解決力(レジリエンス)を強化する必要がある。</p>	<p>る。これを通じて多民族間の融和と対立の緩和が促進され、共同活動を主導するユース・リーダーの紛争管理の実践的能力が強化される場が継続的に提供される。</p>	<p>績を収める。 2-4. ユース・リーダー88人と作業員452人およびコミュニティ住民160人の計700人に食料加工研修が実施され、理解度テストで70%以上の成績を収める。 2-5. 指導者、ユース・リーダー、作業員間で水、種、道具の共同管理のガイドラインが合意・共有される。 確認方法： 2-1. 提供された食料加工作業場の写真、供与 MOU 2-2. 提供された種、農具のリスト、水購入記録、野菜栽培状況報告書 2-3. 研修実施報告書、理解度テスト 2-4. 研修実施報告書、理解度テスト 2-5. 作成・合意されたガイドライン</p>	<p>具の提供 2-5 活動モニタリング</p>	<p>◇ 治安の悪化 ◇ 天候の悪化 ◇ 大規模な疫病の蔓延</p>
	<p>3. 3 地区のユース・リーダーが中心となってより多くの住民に対し日々の諍いの平和的解決に関する啓発が事業終了後も継続して実施でき、コミュニティレベルの平和と治安の維持に対する意識が向上する。</p>	<p>指標： 3-1. ユース・リーダー計88人が啓発活動を自主的に実施するための啓発実施ガイドラインと啓発教材が作成される。 3-2. ユース・リーダー計88人に啓発研修が実施される。 3-3. 3地区1,800人を対象にした保護、平和、民族融和についての啓発がユース・リーダー主体により実施される。 3-4. 事業前後の指標を比較して、下記の通り各コミュニティの紛争管理・民族融和レベルが向上する。 ①コミュニティの平和的紛争解決のキャパシティ： 訓練、啓発を受けた人の割合の3地区平均値がレベル7以上になる。 ②社会的一体性： 意識の変化が全ての地区でレベル8以上になる。 ③紛争・緊張関係の緩和： コミュニティ内紛争数の3地区平均値、治安が原因でコミュニティを出た数がレベル8以上になる ※民族融和度指標については有効な評価方法が未だ一般的には確立されていないため、事業を実施しながらJPF事務局と調整していく。 確認方法： 3-1. 啓発実施ガイドライン、研修教材 3-2. 啓発実施研修実施報告書 3-3. 啓発参加者リスト、啓発実施報告書 3-4. 紛争管理・民族融和レベル調査報告書、サクセス・ストーリー等</p>	<p>3-1 啓発実施ガイドラインと教材の策定 3-2 啓発実施研修 3-3 コミュニティ啓発の実施 3-4 紛争管理・民族融和レベル調査</p>	<p>事業対象地およびこれらをつなぐ道路沿い地域の治安が悪化しない。 ◇ 治安の悪化 ◇ 大規模な疫病の蔓延</p>

事業進捗状況管理表

(それぞれの活動に対し、計画時のものを上に、実績及び修正したものを下に表す。)

成果のための活動	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
1-1 研修内容・教材策定	→									
1-2 指導員研修		◆	◆	◆						
1-3 指導員評価				◆						◆
1-4 紛争管理研修				◆	◆	◆				
1-5 意見交換会									◆	
1-6 活動モニタリング										→
2-1 食料加工作業場の整備		→								
2-2 水、種、農具の提供		◆								
2-3 持続的野菜栽培研修		◆	◆	◆						
2-4 食料加工研修、食料加工用道具の提供				◆	◆	◆				
2-5 活動モニタリング										→
3-1 啓発実施ガイドラインと教材の策定		→								
3-2 啓発実施研修				◆	◆	◆				
3-3 コミュニティ啓発の実施										→
3-4 紛争管理・民族融和レベル調査										→

事業計画書 (原則5頁以内)

1. プログラム名 南スーダン人道危機対応
2. 事業名 中央エクアトリア州ジュバ市国内避難民キャンプと周辺コミュニティにおける共同作業を通じた民族融和と平和的共存の促進 (第4期)
3. 団体名 特定非営利活動法人 日本紛争予防センター
4. 事業期間 2018年11月1日 ～ 2019年8月31日 (304日間)
5. 予算 95,933,123円 (うちJPF助成額95,933,123円、自己資金 0円)
(希望する助成区分：政府支援金、民間資金)
6. 国内担当者名 吉川 智美

7. 事業目的 (事業全体として目指す成果)

異なる民族が混在し民族対立や暴力が深刻なジュバ市近郊の国内避難民キャンプとホストコミュニティにおいて、指導者と次世代のユース・リーダーが協力して、日々発生する諍いなどを自発的に仲裁し、平和的な方法で解決する活動が継続できるよう体制の構築と能力向上を行うとともに、民族間のコミュニケーションを深め信頼関係を築けるよう、住民が共同で野菜栽培や食料加工の作業を継続して行える体制を整えることで、コミュニティレベルの紛争に対する予防・解決力が強化される。

8. 事業概要 (事業地名、各コンポーネントの繋がりも明記のこと)

ジュバ市内及び近郊の国内避難民キャンプ3地区(グンボ、マハド、ウェイ・ステーション)において、指導者61人及び次世代の指導者であるユース・リーダー88人が中心となって、日々発生する諍いなどを自発的に仲裁し、平和的な方法で解決する活動を継続できるよう、指導者61人に対してユース・リーダーへの個別指導・助言能力を強化するための指導員研修を行う。また、紛争管理活動を自主的に継続したいという高い意欲を育むため、3地区のユース・リーダー88人に対して紛争管理研修を行う。また、ユース・リーダー88人、多民族のIDPで構成する作業グループ452人、住民含む計700人が野菜栽培および食料加工を事業終了後も継続的に行えるよう持続可能性に焦点をあてた研修を行う。共同での農作業と食料加工を通じて異民族間の融和と対立緩和を促すと共に、共同活動を主導するユース・リーダーの紛争管理の実践的能力が強化される場が継続的に提供する。加えて、3地区のユース・リーダーが中心となってより多くの住民に対し日々の諍いの平和的解決に関する啓発が事業終了後も継続して実施できるよう、啓発実施能力強化を行う。これによりコミュニティレベルの平和と治安の維持に対する意識を高め、コミュニティ自身がコミュニティレベルで暴力や対立を自主的に予防・緩和できる状態を目指す。

(1) 3年計画事業で目指す姿

ジャパン・プラットフォーム提出用 (フォントはMS明朝、10.5ポイントを使用のこと。)

本事業は2016年12月から開始した3年計画事業の最終年度事業である。この3年間の事業では、大きく2つの成果を目標としている。1つは、地域の指導者と次世代のリーダー候補であるユース・リーダーを中心としたコミュニティ主体の紛争予防・解決の仕組みが整うこと、2つ目は、民族、IDP、ホスト・コミュニティという違いを超えた住民同士の共同作業を通じた、紛争管理の実践と平和構築の基盤づくり、である。これら2つの柱により、紛争リスクの低減、紛争予防、紛争の適切な解決のためのコミュニティレベルにおける力（レジリエンス）を高めることを目指している。

2013年12月以降、武力衝突と民族間の対立が続く南スーダンでは、2016年7月にジュバで大規模な衝突が起きて以降、戦闘が全国に広がり、大規模衝突から2年を経た2018年7月の時点でも188万人が国内避難民（IDP）として避難生活を送っている。新たなIDPの流入のあったジュバ市内の国内避難民キャンプでは、食糧危機に加え、これまでの住民関係や民族的なバランスが崩れており、トラブルが発生しやすい状態である。事実、住民同士の日常的な諍いが暴力的に発展し、傷害事件、ひいては民族間の関係悪化につながるようなことが常態化している。まずは、このような日常における紛争を住民自身が非暴力的な方法で予防・解決できるようになることが、将来の民族融和および地域における平和構築のきわめて重要な社会基盤となる。この日常における紛争予防・解決の力の向上を目指すために本事業では、3年間を通して、ジュバ市内のIDPキャンプ及びその周辺コミュニティにおいて、地域の指導者と次世代のリーダーとなることが期待されるユース・リーダーが協力して、日々発生する諍いやケンカを自発的に仲裁し、平和的な方法で解決できるようになるよう体制の構築と能力向上を行う。また、本事業では地区の住民に対して暴力の予防と争いの平和的な解決方法に関する啓発を行うが、これについても、ユース・リーダーが中心となって自主的に企画・実施できるようになることを目指す。

これらの紛争予防・解決のための人材育成に加えて、紛争の原因の根底にある民族間の信頼感の欠如を改善するために、IDPキャンプの異なる民族とホストコミュニティの住民が共同で作業を行う場を提供し、共同作業の経験を重ねることを通じて、民族間のコミュニケーションを深め、お互いの信頼関係を築くことを目指す。これはまた、共同作業の中でおきた住民同士のトラブルを、ユース・リーダーが解決することで、紛争管理を実践するとともに、平和的な解決の具体的な例を多くの住民に広めていく場ともなる。具体的な作業としては、危機的な食糧難の状況の緩和にもつながる、野菜の栽培と、栽培・採取した野菜の保存食として加工作業を行う。

上記に示した本事業の目的を達成するために、最終的に目指す指導者およびユース・リーダーの将来像は下記の通りである。

▼指導者の将来像

- ・ コミュニティ内のコミュニケーションを改善するための行動を自発的に起こすことができる
- ・ コミュニティ内の問題を調停・予防する役割を果たす
- ・ ユース・リーダー等に対して効果的な紛争管理・啓発の指導、助言が行えるようになる

アプローチ：①次世代のコミュニティリーダー育成

②民族融和・平和的共存を共同作業で実践

内容： 紛争管理研修 + 共同作業 = 予防・解決力強化

1年目 立ち上げ

- ①ユース・リーダーが共同作業に参画、紛争管理研修の基礎を身に付ける
- ②住民に平和的共存の啓発を実施
- ③一部のコミュニティに共存の意識が芽生え、普及し始める

2年目 定着

- ①ユース・リーダーらが共同作業グループの紛争管理に取り組み
- ②ユース・リーダーが住民啓発の実施や呼びかけに参画
- ③作業グループ、参加住民、事業対象コミュニティで融和が向上する

3年目 自立（本事業）

- ①ユース・リーダーが共同作業グループやコミュニティで発生した争いを予防できるようになる。指導者がユース・リーダーを個別指導（メンタリング）できるようになる
- ②ユース・リーダーが住民啓発を企画・実施できるようになる
- ③民族融和促進のための共同作業が持続的に行われるようになる
- ④現地主体で紛争管理が出来るようになり、コミュニティの平和的共存を促すことができるようになる

る

▼ユース・リーダーの将来像

- ・ 共同作業を行う他民族構成の作業グループ内のコミュニケーションを改善するための行動を自発的に起こすことができる
- ・ 作業グループで発生する問題を調停・予防する役割を果たす（特定の対象者・条件下で発生する紛争管理の実践経験・スキルの習得）
- ・ 平和・融和のためのコミュニティへの啓発を自発的に実践できるようになる

当団体では過去約2年間にわたり、ジュバ市内及び近郊の国内避難民キャンプ3地区（グンボ、マハド、ウェイ・ステーション）において、指導者及びユース・リーダーへの紛争管理研修等を行ってきた。また、住民が野菜栽培・食料加工の共同作業を行うために必要な環境を整備するとともに、野菜栽培・食料加工の技術研修を実施してきた。

成果として、コミュニティ内の諍いの解決率が向上し、そこで、実際に指導者とユース・リーダーが仲裁・解決のために介入した例が多くみられるようになった。また、住民の他民族に対する意識やコミュニケーションの頻度が高まっていることも報告されている。

（2）今期事業の位置づけ

3か年事業の最終年である今事業では、次の3つの成果を目指す。

- ① 事業終了後も、指導者およびユース・リーダーが IDP キャンプ内や周辺で日々発生している大小の紛争を自発的に仲裁・解決する活動が継続できるよう、彼らの活動意欲を高めるとともに、指導者とユース・リーダー間の指導・協力体制を確実なものとし、紛争管理活動の持続のための仕組みを完成させる。
- ② ユース・リーダーと地区の住民が、野菜栽培と食料加工の共同作業を事業終了後も継続的に実施できるようになる。
- ③ 暴力的過激化予防に関する住民への啓発を、事業終了後はユース・リーダーが自発的かつ継続的に実施できるようになる。

これら3つの成果の達成のために、次に述べる課題を今期事業で解決する。

（3）今期事業で解決する課題

① 指導者の個別指導・研修実践能力の強化

前々期（第2期）および前期（第3期）事業において、ユース・リーダーの紛争管理に対する理解度が大きく向上し、事業開始時と比較して終了時の民族融和度の値がおおむね向上する等の成果がでていいる。一方で、モニタリングの結果、ユース・リーダーの一部が指導者の一部に対して指導・助言が適切な方法で実施されていないと認識していることが判明した。ユース・リーダーによって自主的・継続的に紛争管理が実施されるにあたって、ユース・リーダーへの紛争管理研修の継続の実施のみならず、指導者に対して、ユース・リーダーへの個別指導（メンタリング）の方法や紛争管理におけるファシリテーションの方法を指導する必要性が認識された。

② 共同作業を持続的に行うための環境整備・能力強化

過去の事業において、紛争管理の実践の場として、共同作業により野菜栽培・食料加工が行える環境
ジャパン・プラットフォーム提出用 *（フォントはMS明朝、10.5ポイントを使用のこと。）*

境を整備するため、畑への灌漑施設や水タンクの設置、野菜栽培・食料加工に必要な用具の提供等を実施してきた。一方で、マハド地区及びウェイ・ステーション地区に食料加工を共同で行う場所がないという課題がある。農具や食料加工器具も更新が必要なものもあり、効率的な共同作業のため追加供与が必要である。多民族の融和を促す共同作業の場として、本事業が終了した後も野菜栽培を持続的に行うには、過去事業と同様に種子や苗を購入して供与するだけでなく、野菜栽培を持続的に行う方法を指導する必要がある。過去事業のモニタリング評価の結果、一部の作業者が野菜の販売に成功していることがわかったが、受益者が野菜栽培を継続的に実施できるようになるためには、受益者同士が課題や経験を共有し、対応に必要な技術習得をするほか、自家採種が可能な作物（オクラやカウピー等）や野菜の販売における留意点等について習得する必要がある。

食料加工についても、過去事業により受益者は食品の簡単な加工方法を訓練し、自家消費用の保存食の生産ができる状況にある。収穫した食物を適切に加工・管理することで食料を長く保管することができ、野菜が収穫できない時期にも摂取できるようになるので、本訓練は参加者からの評価が非常に高かった。また、訓練の内容を知った一般の人々から参加希望が寄せられており、本活動が異なる住民を結び付ける融和の目的に有効であることが改めて確認された。直接受益者以外にもこの技術を訓練することで、食糧難への対応にもつながると共に、複数で協力して作業することや、道具を順番に使うルール作りとその遵守を通じて、平和的な共同利用を広めることにつなげることにする。

③ ユース・リーダーによる主体的な啓発実施

前期事業ではユース・リーダーに啓発イベントの周知に協力してもらうことには成功した一方で、主体的に啓発を行う状況には至っていない。このことから、ユース・リーダーが主体的に啓発を行えるようになるには、啓発の実施のための研修を通じた能力強化や継続するためのガイドライン策定が必要であると確認した。

3年計画の最終年度となる今期では、過去の事業において判明した以上の課題を解決し、育成した指導者及びユース・リーダーにより自主的・持続的に紛争管理及び共同作業による野菜栽培と食料加工並びに啓発が実施される環境の整備を目指す。

また、事業終了後も支援の必要性が発生することを想定して、本事業に関心を持つ、平和構築の啓発や若者の社会参画に関わる現地NGOやCBOを精査し、適切な団体が見つければ、可能な限り、指導者及びユース・リーダーとの関係を構築する。

(4) 出口戦略

3年間事業の最終成果として、本事業の終了時に以下を達成することで、当団体が本事業を終了した後も住民主体で活動を継続する環境が整う。

- ① 本事業の対象地区において、指導者およびユース・リーダーが、日々発生する諍いなどを自発的に仲裁し、平和的な方法で解決できる。また、その活動を自主的に継続したいという高い意欲と、指導者とユース・リーダーの間の指導・協力関係ができています。
- ② IDPの異なる民族、ホスト・コミュニティが共同して、野菜の栽培と食料加工を継続して行えるようになる。
- ③ 日々の諍いを平和的に解決することに関して、ユース・リーダーが中心となってより多くの住民に啓発し、コミュニティレベルの平和と治安の維持に対する意識が向上する。

これらが満たされることにより、対象地区住民の日常における紛争をより大きな紛争に発展させないような社会的な仕組みが維持される状況が生まれる。この社会的仕組みが、本事業終了後も継続的に実践され、平和的な紛争管理の経験を住民自身が蓄積していくことが、将来の民族融和及び地域の平和構築の達成への道程となると考えている。

9. 事業内容

(1) コンポーネント共通

A. 事業地

ジュバ市内及び近郊の国内避難民キャンプ3地区と周辺コミュニティを事業地とする。各地域の民族構成と治安に関わる状況は以下の通りである。

地区	民族、特徴
ホストコミュニティ（3地区共通）	Dinka, Bali, Lotuko, Acholi など
グンボ地区 (IDP 数: 約 3,000)	<ul style="list-style-type: none"> • Pari, Shilluk, Kor, Bora, Agomeri, Budari, Ponjuwa, Kakwa, Nuer 等多数の民族。 • 2013年からの旧国内避難民と、2016年7月からの新国内避難民に分かれて生活している。
マハド地区 (IDP 数: 約 7,000)	<ul style="list-style-type: none"> • Dinka, Murles, Anuake の3民族 • 各民族の代表が共同でキャンプを運営している。
ウェイ・ステーション地区 (IDP 数: 約 1,000)	<ul style="list-style-type: none"> • Dinka, Nuer, Acholi, Kakwa, Shilluk, Bali, Zande, Madi など多数の民族。 • 大小の紛争が絶えない。

B. 協力団体（別紙2事業役割案参照）

当団体は主にコンポーネント1と3で教育・ジェンダー社会福祉省と、コンポーネント2で農業食料安全省と連携しながら事業を行う。コンポーネント2の野菜栽培及び食料加工については、それぞれ野菜栽培、食料加工の専門家が裨益者の技術指導を直接担当する。

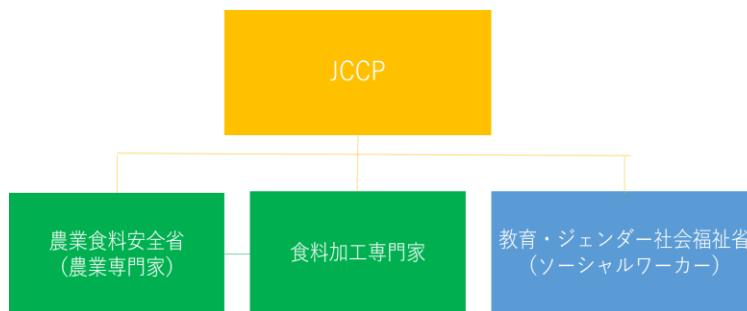
① 農業食料安全省（Ministry of Agriculture and Food Security（別紙3））

南スーダン中央政府の農業及び食料安全保障等を管轄する省庁。本事業では同省の農業専門家が、コンポーネント2「2-3 持続的野菜栽培研修」の一部実施及び自家採種の専門家への助言、野菜栽培時における裨益者への技術指導、「2-4 食料加工研修、食料加工用道具の提供」における研修を実施する食料加工専門家への助言、「2-6 活動モニタリング」への助言に協力する。

② 教育・ジェンダー社会福祉省（Ministry of Education, Gender and social welfare（別紙4））

中央エクアトリア州の省庁で、教育、社会福祉、コミュニティ開発、ジェンダーなどを管轄し、特に脆弱な住民の自立支援に取り組んでいる。本事業において

は、同省の職員（ソーシャルワーカー）が当団体に出向し、コンポーネント1「1-2 指導員研修」



「1-4 紛争管理研修」「1-5 意見交換会」での助言と実施補助、コンポーネント3「3-1 啓発実施ガイドラインと教材の作成」での内容確認、「3-3 コミュニティ啓発の実施」でのユース・リーダーが企画する啓発テーマやメッセージの内容確認に協力する。

(2) コンポーネント1: 紛争・暴力予防と対立緩和の指導者・若者の能力強化

A. 目的

3地区（グンボ、マハド、ウェイ・ステーション）の指導者61名及び次世代の指導者であるユース・リーダー88名が中心となって、日々発生する諍いなどを自発的に仲裁し、平和的な方法で解決できる能力の向上と、その活動を自主的に継続したいという高い意欲と、指導者とユース・リーダーの間の指導・協力関係が構築される。

B. 対象者 直接裨益者：対象3地区の指導者61名及びユース・リーダー名の合計149名。

役割 \ 地区	グンボ	マハド	ウェイ・ステーション	合計
指導者	24人	27人	10人	61人
ユース・リーダー	30人	30人	28人	88人
合計	54人	57人	38人	149人

直接裨益者のうち、指導者については、原則として前期事業で選考された指導者を引き続き研修対象者とするが、欠員が生じた地区では前期事業と同じ以下の選出基準を用いて新たに指導者を選出する。

<指導者選考基準>

● グンボ地区、マハド地区

原則として2015年に当団体が育成した者のうち、現在もキャンプ内で生活をしている者。ただし候補者が目標人数に満たないので、36歳以上で、本事業に賛同し、コミュニティの融和と平和的共存に資する強い意思のあるものも候補者とし、すでに決定している指導者による推薦を受けたうえで、当団体による面接により本人の意欲と適正を判断し、各地区の指導者らに確認を取ったうえで、当団体が最終的に決定する。

● ウェイ・ステーション地区

原則として、住民に選出されたキャンプリーダーとする。ただし希望者が多かったため、民族・性別・年代などに配慮したうえで、当団体による面接により本人の意欲と適正を判断し、各地区の指導者らに確認を取ったうえで最終的に決定する。

ユース・リーダーについては、原則として前期事業にて選考されたユース・リーダーを研修対象者とするが、欠員が生じた地区や希望者が大幅に増加した地区では、前期事業と同じ以下の選出基準を用いて新たにユース・リーダーを選出する。なお、この裨益者選定基準は過去の事業時にプロテクションクラスターに相談したうえで最終決定したものである。

<ユース・リーダー選考基準>

コミュニティ調査および開始時民族融和レベル調査の結果をもとに、次のように策定。

- 実際のコミュニティの民族構成にあわせて、①ホストコミュニティ、②2013年の戦闘に起因する国内避難民、③2016年の戦闘に起因する国内避難民、の3者を含む。
- 野菜栽培をする体力のある18～35歳の者で事業の趣旨に賛同している者。
- 優先カテゴリーとして、①孤児、片親の家庭、②障害者、③HIV/AIDS保持者、④ジェンダーに基づく暴力（GBV）被害者を家族に持つもの、またはその本人と、グンボ地区においては学校の主体的な運営を妨げないように学校に対して協力的な者を優先する。

C. 実施内容（目標に達するまで）

コンポーネント1では、3地区（グンボ地区、マハド地区、ウェイ・ステーション地区）において、指導員研修と紛争管理研修を策定・実施する。

- ・ 指導者61名に対し、個別指導（メンタリング）とファシリテーションに関する指導員研修を行い、ユース・リーダーに対する指導と助言の能力の強化を図る。
- ・ ユース・リーダー88名と指導者61名に対して紛争管理研修を実施し、各地区内での紛争予防・調停能力、コンポーネント2で実施する共同作業の主導・問題解決への貢献能力を高める。
- ・ 3地区の指導者とユース・リーダーが集まって意見交換する機会を提供することで、事業における各地区で得た教訓の共有と継続的な協力体制の向上を促す。

D. 実施内容（各アクティビティ詳細）**1-1 研修内容・教材策定**

- 事業前にベースラインとして3地区で実施する紛争管理・民族融和レベル調査を実施し、発生する紛争、暴力、事案の傾向や予防・解決への取り組みが不十分な問題等を分析する。分析結果に基づき、紛争管理専門家として紛争管理研修策定の実績を有する職員が本事業での指導員研修と紛争管理研修の内容と教材を策定する。
- 研修内容は当団体本部、現地職員で確認し、指導者やユース・リーダーが理解・運用しやすいものにする。教育・ジェンダー社会福祉省はベースライン調査において助言・協力する。

1-2 指導員研修

- グンボ地区24人、マハド地区27人、ウェイ・ステーション地区の10人の合計61人の各地区の指導者に対して指導員研修を3回行い、それぞれの地区のユース・リーダーに対して、個別指導（メンタリング）および紛争管理研修でのファシリテーションを効果的に行うことができるよう知識と技術の習得を促す。
- 各地区にて、3日間の研修を3回に分けて行う。1回目・2回目の研修では、個別指導（メンタリング）と研修ファシリテーションの知識・技術の習得を目的とし、2回目の研修の終了時に、それぞれの指導者の個別指導（メンタリング）計画を作成する。研修前後において理解度テストを実施し、研修を受けた指導者が十分な知識を習得したことを確認する。研修の3回目は個別指導（メンタリング）の実施後に行い、作成した個別指導（メンタリング）

計画に基づいた個別指導（メンタリング）が行われたか、個別指導（メンタリング）・研修ファシリテーションにおいてどのような困難に直面したかを共有し、困難の具体的な解決策について議論する。

➤ 指導員研修の内容は以下の通り。

研修名	指導員研修
対象者：	3地区の指導者61人
回数：	3回（1回×3地区）
時間：	3日／回、合計9日（3日×3地区）
講師：	当団体職員、教育・ジェンダー社会福祉省から出向の職員（ソーシャル・ワーカー）
内容：	<p>【1日目・2日目】</p> <p>① 個別指導（メンタリング）、ファシリテーションの定義</p> <p>② 指導者とユース・リーダーの紛争管理・民族融和における役割</p> <p>③ 指導者のユース・リーダー支援における役割と留意点</p> <p>④ 動機付け・維持のための方法論と技術</p> <p>⑤ 紛争管理研修のツールの活用の教授法（非暴力コミュニケーション、問題分析ツリー、関係者分析マッピングなど）</p> <p>⑥ 共同作業中や日常生活での実際の紛争・暴力等の事案と対処方法の共有</p> <p>⑦ 個別指導（メンタリング）計画の作成</p> <p>【3日目】</p> <p>① 個別指導（メンタリング）の実践状況の報告・共有</p> <p>② 中間時指導評価の結果の共有</p> <p>③ 個別指導（メンタリング）における成功事例・困難事例の共有</p> <p>④ 効果的な個別指導（メンタリング）のための改善策</p>
期待される効果：	指導者61名が指導員として、効果的な個別指導（メンタリング）および紛争管理手法の伝達の知識と技術を身に付けることで、ユース・リーダーが主導する共同作業や日常生活での継続的な紛争や暴力の解決または予防の事例が増える。

1-3 指導員評価

- 指導者は研修で習得した知識と技術を活かして、1～2人のユース・リーダーの指導員となり、事業内もしくは地区内で紛争予防・解決の事案が発生した際に、ユース・リーダーがその事案の解決において困難に直面した際に技術的・精神的な助言を行い、事案の解決率の向上を目指す。原則2か月に1度以上は個別指導（メンタリング）を行い、その結果を当団体に報告する。
- 本事業の中間時点（第3回目の指導員研修時を想定）および終了時（紛争管理・民族融和レベル調査実施時を想定）において、指導員によるユース・リーダーへの個別指導（メンタリング）および研修ファシリテーションの内容についての評価を当団体職員が行う。中間時点での評価結果に基づいて、当団体職員が指導員に対して適切な助言を与える。

1-4 紛争管理研修

- 3地区の指導者61名とユース・リーダー88名の計149名を対象に、紛争管理研修を各地区で3日間施す。
- 当団体现地職員が講師を担当し、共同作業の場で起きうる問題の平和的な解決方法と、リーダーとしての指導方法を学んでもらう。共同作業（野菜栽培/食料加工）を行う中で実際に起きたトラブルを事例として用い、実践的な紛争管理技術の習得を目指す。

- ▶ ジェンダーに基づく暴力の増加を鑑みて、現地特有の民族間の対立関係やジェンダーへの配慮に知見のある教育・ジェンダー社会福祉省から当団体に出向する職員研修への立ち合いと助言を行う。
- ▶ 本研修の一部を、指導者によるユース・リーダーへの指導能力の向上の機会としても活用し、適任者が交代で副講師を務めるようにする。
- ▶ 紛争管理研修の具体的な内容は以下の通り。

研修名	紛争管理研修
対象者：	3地区の指導者61人およびユース・リーダー88人の合計149人
回数：	3回（1回×3地区）
時間：	3日／回、合計9日（3日×3地区）
講師：	当団体现地職員、教育・ジェンダー社会福祉省のソーシャル・ワーカー
内容：	① 紛争管理の基本（対話・交渉・仲介、ジェンダーとリーダーシップ、Do No Harm など） ② 共同作業や日常生活での実際の紛争、暴力の事案と対処方法の共有 ③ 研修で習得した知識・技術の有効性に関する意見の共有 ④ 指導者の個別指導（メンタリング）の機能と重要性、留意点 ⑤ 紛争や暴力の予兆と発信、適切な共有先とその手段（早期警戒） ⑥ 紛争や暴力の予防、問題が悪化する前の対策（早期対応）
期待される効果：	ユース・リーダー88名が、トラブルや紛争の暴力によらない解決能力を向上し、指導者もユース・リーダーの紛争解決の方針を理解することで、指導者とユース・リーダーによる相乗的な介入により、メンバー間での共同作業や日常生活でのトラブルを平和的に解決、または予防する件数が増加する。

1-5 意見交換会

- ▶ 3地区の指導者61人とユース・リーダー88人の計149人を対象に、意見交換会を事業期間の後半に1回開催し、経験や教訓の共有、継続的な協力体制の向上を促す。
- ▶ 指導者、ユース・リーダーの個々の役割における経験の共有とともに、指導者とユース・リーダー間の相互関係のあり方についても意見交換し、指導の方法やユース・リーダーの指導者へのアプローチの仕方、役割分担などについて、具体的な方針を議論する。
- ▶ 教育・ジェンダー社会福祉省は、意見交換会への助言と補助を行う。

1-6 活動モニタリング

- ▶ 当団体は、育成された指導者およびユース・リーダーがプロジェクトの期間を通じて継続して活動に従事するかを確認する。
- ▶ 指導者によるユース・リーダーの個別指導（メンタリング）が2か月に1度以上行われているかを確認し、必要に応じて双方に助言を与える。

(3) コンポーネント2 共同作業を通じた対立緩和・融和の促進

A. 目的

3地区のIDPキャンプのユース・リーダーと多民族構成の作業員の合計540名が共同して、野菜の栽培と食料加工を継続して行えるようになる。これを通じて多民族間の融和と対立の緩和が促進され、共同活動を主導するユース・リーダーの紛争管理の実践的能力が強化される場が継続的に提供される。

B. 対象者

- ① 直接裨益者：農業研修は中央エクアトリア州ジュバ市内及び近郊の国内避難民キャンプのべ540人、食品加工研修はホストコミュニティ住民含む700人。
- ② 間接裨益者：4,500人（直接裨益者の家族3,300人、ドンボスコ小学校生徒1,500人）

役 割 \ 地 区	グンボ	マハド	ウェイ・ステーション	合計
ユース・リーダー	30人	30人	28人	88人
作業員	366人	56人	30人	452人
(食品加工研修)住民	40人	30人	90人	160人
合計	396人	86人	58人	700人

直接裨益者のうち、ユース・リーダーの選定基準はコンポーネント1に同じ。

作業員については、原則として前期事業にて選考された作業員を研修対象者とするが、欠員が生じた地区や希望者が大幅に増加した地区では、前期事業と同じ以下の選出基準を用いて新たに作業員を選出する。なお、この裨益者選定基準は過去の事業時にプロテクションクラスターに相談したうえで最終決定したものであり、ジェンダーに配慮した内容になっている。地区にもよるが全体的に女性が多い。

<作業員選考基準>

コミュニティ調査および開始時民族融和レベル調査の結果をもとに、次のように策定。

- 実際のコミュニティの民族構成にあわせて、①ホストコミュニティ、②2013年の戦闘に起因する国内避難民、③2016年の戦闘に起因する国内避難民、の3者を含む。
- 野菜栽培をする体力のある18～35歳の者で事業の趣旨に賛同している者。
- 優先カテゴリーとして、①孤児、片親の家庭、②障害者、③HIV/AIDS保持者、④ジェンダーに基づく暴力（GBV）被害者を家族に持つもの、またはその本人と、グンボ地区においては学校の主体的な運営を妨げないように学校に対して協力的な者を優先する。

加えて、3つの対象地区でIDPを含む住民160名を選定する。過去の事業で食料加工研修を受けたことのない住民を対象に、コミュニティ活動への貢献度に加え、障がい者や、子どもの多い家庭、未亡人などの世帯の固有のニーズ等に配慮して選定する。

C. 実施内容（目標に達するまで）

紛争管理研修で学んだことの実践の場として、ユース・リーダーが穀物・野菜栽培や食料加工の共同作業を主導し、作業中に起こる紛争や問題を平和的に解決、あるいは未然に防ぐなどの経験を蓄積し、異民族間対話や紛争の予防と自主的な解決の取り組みの定着を図る。また、IDPやホストコミュニティの住民からなる作業部会のメンバーが食料の自家生産や加工技術を習得することで、食糧難や栄養失調の懸念がある生活状態の改善を図り、生活の安定と紛争発生リスクの低減に寄与し、コミュニティレベルの予防・解決解決力（レジリエンス）の強化に貢献する。

野菜栽培は、既存の栽培場所を利用する。生産活動の持続性の確保を念頭に置き、参加者の過去
 ジャパン・プラットフォーム提出用（フォントはMS明朝、10.5ポイントを使用のこと。）

の栽培経験の中で生じた技術的課題を踏まえ、それらに対応する技術を指導する。また、一部の作物については自家採種による種の確保などの内容を含む研修を行う。合わせて、栽培に必要な種、農具の提供と必要な農業用水の確保を支援する。栽培開始後はモニタリングにより、共同作業の中で効果的に民族融和と平和的共存が促進されるよう、必要に応じてメンバーに助言を与える。

食料加工では、作業場となる場所を2地区に確保し、衛生管理と加工用用具の管理が行えるような環境を整備する。また、資機材や種の共同管理、余剰分の販売などによる持続性の向上を含む研修を3地区で行う。

D. 実施内容（各アクティビティ詳細）

2-1 食料加工作業場の整備

- マハド地区とウェイ・ステーション地区に衛生管理と資機材管理も行えるような食料加工作業場を設置する。グンボ地区では、既存施設が活用可能と想定されるため、本事業での支援は行わない。
- 設置場所は当団体が選定し、現地当局 Rural Rehabilitation Commission（RRC）に最終的な計画を報告し、RRCの許可を得たうえで作業場を設置する。
- 作業場の所有権は各地区の代表者であるキャンプ管理委員会とし、作業場および設置する道具類の管理は指導者とユース・リーダーが行う。
- 3地区において、必要な食料加工用道具の購入と配布を行う。

2-2 水、種、農具の提供

- マハド地区とウェイ・ステーション地区には過去事業で設置した水タンクがあり、事業期間のうち乾季の期間（10月～4月）にわたり、水の供給を継続的に行う。
- 水タンクは各地区の指導者とユース・リーダーが中心となって維持管理されているが、実際の維持管理の活動内容を確認し、必要に応じて維持管理活動の改善を促す。
- 水タンクの管理を行う指導者とユース・リーダーとともに、乾季の水の確保および不足分の水使用料の住民からの徴収を野菜販売等の収益で補う予定を含むガイドラインを作成する。
- 3地区において、ユース・リーダー88人と作業員452人の計540を対象に、栽培する野菜の種を配布する。対象者の栽培経験と希望を踏まえ、栽培可能で需要のある種類を選定する。
- 農具を有さない参加者に対して、農具を提供する。

2-3 持続的野菜栽培研修

- 3地区において、ユース・リーダー88人と作業員452人の計540を対象に、2日間の野菜栽培の研修を行う。本事業では、参加者が実際に直面した問題や課題などの経験の共有、それらを含む栽培中の困難への技術的な対応の習得に加えて、野菜栽培の持続性確保の一環として、自家採種が可能な作物（オクラやカウピー等）、野菜の販売における留意点等についての、採種、保存、利用の方法の説明を行う。
- マハド地区、ウェイ・ステーション地区では各2日間実施する。グンボ地区は対象人数が多いため、複数のグループに分ける必要があり、4日間で実施する。
- 持続的野菜栽培研修の具体的な内容は以下の通り。

研修名	持続的野菜栽培研修
対象者：	3地区のユース・リーダーと作業員計540人
回数：	4回（マハド地区とウェイ・ステーション地区各1回、グンボ地区2回）
時間：	2日/回、合計8日（2日×4回）
講師：	農業食料安全省専門家
内容：	参加者が実際に直面した問題・課題とその対応などの経験の共有、それらを含む栽培中の困難への対応に関する技術的知識の提供、野菜の販売における留意点および、自家採種が可能な作物についての、採種、保存、利用の方法の説明を行う。以下の内容を2回に分けて行う。 ① 野菜栽培の経験と困難の共有 ② 様々な問題への対応（水不足、病害虫の発生、獣害、など） ③ 野菜販売における留意点 ④ 自家採種の方法（作物別） ⑤ 種子の良否の見分け方 ⑥ 種子の保存方法 ⑦ 種子の共有・交換 ⑧ 播種に際しての必要な準備 ⑨ 自家採種した種子の栽培上の留意点
期待される効果：	実際の栽培の現場で直面する問題・課題への対応方法に関する知識を得ること。自家採種による持続的な野菜栽培の方法についての知識を得ること。採取した種の共有・交換などを自分たちで行えるようになること。

2-4 食料加工研修、食料加工用道具の提供

- 3地区にて、ユース・リーダー88名と作業員452名の計540名、および3地区で食料加工の研修を必要とするIDP含む住民計160名の合計700名を対象に、食料加工の研修を行う。
- IDP含む住民140名の選定は、コミュニティ活動への貢献度に加え、障がい者や、子どもの多い家庭、未亡人などの世帯の固有のニーズ等に配慮し選定する。
- ピーナッツ、メイズ、キャッサバ、葉物野菜を用いた食料加工の技術研修を行うほか、加工製品の販売を想定した内容を含む研修を行う。加工用の食材の選定にあたっては、農業食料安全省の農業専門家が助言を行う。
- マハド地区、ウェイ・ステーション地区では各4日間実施する。グンボ地区は対象人数が多いため、2つのグループに分ける。
- 食料加工研修の具体的な内容は以下の通り。

研修名	食料加工研修
対象者：	3地区のユース・リーダー88人と作業員452人および住民160人の計700人
回数・時間：	合計16日（4日×4回＝16日）（マハド地区とウェイ・ステーション地区では各1回、グンボ地区では2回）
講師：	食料加工専門家
内容：	食料の加工方法（乾燥、粉砕、製粉）を臼と杵、すり鉢など現地で一般的な道具を使用して伝える。2人以上で平和的に道具を使用する方法についても説明する。各地区で実践された食品加工品を前提に、それらを販売用にも利用できるような品質にするための加工方法を学ぶ。研修は講師が実際に作業を行いながら説明し、参加者もその場で実践しながら技術を習得する。その際、2人以上で平和的に道具を使用する方法についても説明する。 ① 食品保存の手段 ② 食品の安全と衛生 ③ 食品の貯蔵 ④ 基本の衛生手順 ⑤ 塩を用いた野菜の洗浄と塩漬け ⑥ 野菜の乾燥

	⑦ 製造された食品の保管と貯蔵
現状：	食品の簡単な加工方法の知識を持ち、自家消費用の保存食の生産ができる。
期待される効果：	収穫した食物を適切に加工・管理することで食料を長く保管することができ、野菜が収穫できない時期にも摂取できるようになる。また、道具をメンバー間で協力しながら正しく使用できるようにすることで、複数で協力して作業することや、道具を順番に使うルール作りとその遵守ができるようになる。

2-5 活動モニタリング

- 野菜栽培及び食料加工について、農業食料安全省が作成したチェックリストを用いて当団体现地職員と農業専門家が対象者の各作業の手順や正確性を確認し、結果に応じて技術的な助言を行う。併せて、共同作業の中で起こったトラブルと、それに対して平和的な紛争解決が行われたか、その際のユース・リーダーの役割は適切であったかを確認する。
- 当団体现地職員は農業食料安全省の農業専門家及び教育・ジェンダー社会福祉省ソーシャルワーカーの協力の下、原則として週に1度は各地区を訪れ、作業グループ内の道具の共用の状況、水、種、道具の管理がガイドラインに基づいて行われているかを確認する。また、活動中の態度、会話の様子などを観察し、共同作業の中で効果的に紛争管理と平和的共存が促進されるよう必要に応じてメンバーに助言を与える。

(4) コンポーネント3 啓発研修とコミュニティ啓発の実施

A. 目的

3地区のユース・リーダーが中心となってより多くの住民に対し日々の諍いの平和的解決に関する啓発が事業終了後も継続して実施できるようになり、コミュニティレベルの平和と治安の維持に対する意識が向上する。

B. 対象者

直接裨益者 1,888人（啓発研修受講ユース・リーダー88人、啓発受講者1,800人）

（啓発受講者内訳：グンボ地区700人、マハド地区700人、ウェイ・ステーション地区400人）

直接裨益者のうち、ユース・リーダーの選定はコンポーネント1に同じ。

啓発受講者（3地区で合計1,800人を想定）は、対象地区のIDPと周辺コミュニティの一般住民を対象として公開で行い、参加者選定は行わない。

C. 実施内容

ユース・リーダーが、当団体職員と指導者らに相談しながら啓発計画を策定し、事業期間後半にはユース・リーダー自らが3地区合計1,800人のIDPと周辺コミュニティの住民を対象にした啓発活動の実施を主導できるよう、能力強化を行う。

D. 実施内容（各アクティビティ詳細）

3-1. 啓発実施ガイドラインと教材の策定

前期事業ではユース・リーダーが主体となり住民に対して民族融和を促す啓発を行えるようになることを目指したが、2018年8月31日時点で、ユース・リーダーは啓発イベントを住民に

周知する活動を主体的に行えるようになってきているが、にとどまっておらず、主体的に啓発を行うという状況までには至っていない。ユース・リーダーが主体的に啓発を行えるようにするためには、啓発の準備と実施にかかるガイドラインの作成と実践のための研修が必要であるとの認識に至った。

そのため、3地区のユース・リーダー計88人が啓発活動を自主的に実施するための啓発実施ガイドラインおよび啓発用教材、および研修用教材を作成する。啓発用教材およびガイドラインは、現地のコンテクストに応じ、現地の人材が運用可能レベルにするため視覚的・内容的に理解しやすい内容とするほか、啓発に必要な機材や道具の共同管理の方法についても記載する。作成には過去に同地区で啓発の実施経験を有する現地職員が関わるほか、当団体が他国で実施した啓発や研修の教材作成、ガイドライン作成に直接関わった職員が助言および監修を行う。また、教育・ジェンダー社会開発省が事前に確認をし、適切な内容となっているか確認をする。

3-2. 啓発実施研修

3地区のユース・リーダー計88人に対して、3地区において以下の内容で2日間の啓発実施研修を実施する。作成した研修教材とガイドラインに基づき、当団体職員と当団体に出向する教育・ジェンダー社会福祉省から出向のソーシャル・ワーカーが講師を務める。

啓発するテーマの理解 啓発の目的の設定	①リーダーシップと対話、②Do No Harm、③平和・紛争・紛争分析、④調停と交渉、⑤暴力と非暴力、⑥ジェンダーの役割
啓発のステップを理解する	①問題の特定、②ゴールの設定、③ターゲット、④メッセージ、⑤伝達手段、⑥支援、⑦資金・物資調達、⑧啓発実施、⑨モニタリング評価
啓発のガイドライン	①効果的なコミュニケーション方法、避けるべき行動 ②敵対的環境での啓発実施の留意点
啓発スキル	①ロールプレイ・ストーリーテリング、②実体験の共有、③使用言語・通訳
グループワーク	実際に運用する効果的な啓発メッセージおよび啓発ストーリーを各グループで作成する。各地区での啓発実施計画を策定する。

3-3. コミュニティ啓発の実施

事業期間前半からユース・リーダーの役割を増やし、事業期後半には啓発をユース・リーダーが主体となって企画・実施し、3地区1,800人のIDPおよび住民が啓発を受ける。

- 各地区のユース・リーダーは、当団体職員と各地区の指導者の助言を受けながら、住民への啓発活動を主導する。
- 啓発のテーマや主旨が当団体が大枠を決定するが、事業期後半は表現方法や詳細、広報用の啓発メッセージの作成についてはユース・リーダーが企画する。
- ユース・リーダーが策定した内容は当団体と教育・ジェンダー社会開発省が事前に確認をし、不適切な表現がないか確認するとともに、劇や歌などを交えた一般の人にも理解しやすい内容になっているか確認及び助言をする。
- ユース・リーダーが継続して使用可能な啓発用備品の購入と共同管理の指導を行う。
- ユース・リーダーは、参加者の動員やアラビア語が分からない参加者への現地語の通訳をなどの役割も担う。アラビア語に加え、現地語のセッションも導入する。
- 啓発にあたり、啓発内容を分かりやすく現地言葉やモチーフで表したロゴおよびメッセー

ジ入りグッズ（Tシャツなど現地でIDPが必要とするもの）やチラシを配布し、IDPおよびコミュニティ住民が啓発内容を広く知る効果を促す。

- 事業終了後も啓発活動が持続的に行われるよう、現地NGOやCBOのうち、平和構築の啓発や若者の社会参画に関わる現地NGOやCBOを洗い出し、ユース・リーダーを通じた啓発における連携の可能性を調査・検討する。

3-4. 紛争管理・民族融和レベル調査

本事業の終了時に、3地区における紛争管理・民族融和レベルの調査を以下の項目に基づいて行い、事業の成果を確認する。事業前に実施する調査の結果をベースラインとして比較することで事業の効果を測定する。本事業の活動により、紛争予防・解決、民族融和の仕組みの複層化による体制の強化が達成され、事業地の民族融和度、およびコミュニティ・ベースの予防・解決力（レジリエンス）の向上への事業の効果を測定する。（別紙5「民族融和度報告書II(2017.8-2018.1)」参照）

A	コミュニティの平和的紛争解決のキャパシティ	データ入手手段
A-1	平和に関する訓練・啓発を受けた人の割合 (訓練、啓発を受けた人数/コミュニティの人数)	参加者リスト
A-2	紛争が解決された割合	アンケート調査/直接観察
B	社会的一体性	調査方法
B-1	意識の変化	アンケート調査/直接観察
B-2	行動の変化	アンケート調査/直接観察
C	紛争・緊張関係の緩和	調査方法
C-1	コミュニティ内の紛争の数/月	アンケート調査
C-2	治安が原因でコミュニティを出た世帯数 (MM4-4)	アンケート調査

- 当団体は事業前と終了時に、3地区それぞれの裨益者総数の10%に相当する人数を対象に聞き取り調査を行う。聞き取り対象の選定では、民族、所属（ホストコミュニティかIDPかなど）、性別、年齢等が偏らないように注意する。
- 教育・ジェンダー社会福祉省から出向するソーシャル・ワーカーと共同で調査を行う。
- 事業前と事業終了時の結果を比較し、各地区の変化を分析する。

<本事業の裨益者一覧>

分類	地区			合計
	ゲンボ	マハド	ウェイ・ステーション	
指導者	24人	27人	10人	61人
ユース・リーダー	30人	30人	28人	88人
作業員	366人	56人	30人	452人
(食品加工研修)住民	40人	30人	90人	160人
啓発受講者	700人	700人	400人	1,800人
合計	1,160人	843人	558人	2,561人

10. 事業の背景

ジャパン・プラットフォーム提出用 (フォントはMS明朝、10.5ポイントを使用のこと。)

(1) 対象地における被災者の状況

2016年7月に首都ジュバで戦闘が発生して以来治安の悪化が続く南スーダンでは、2018年7月の時点で188万人のIDPが発生しており、うち約9割がPoCサイト（国連文民保護施設）外に暮らし支援が必要な状態である¹。2018年に和平合意が締結され、その実施に向けた協議が重ねられている最中も、2018年4月から7月にかけてエクアトリア州を含む南スーダン各地で戦闘が発生し、数千人～2万人近くの国内避難民が発生している。支援が届かない場合には、数ヶ月以内に数万人単位が大災害級（Catastrophe）レベルのフェーズ5の食糧危機に瀕すると予測されている。戦闘による農業の衰退で、穀物を中心に2017年の食糧生産量は過去最低を記録し、前年比で26%（約48万トン）下落している。

近年新たなIDPの流入のあったジュバ市内の国内避難民キャンプでは、食糧危機に加え、これまでの住民関係や民族的なバランスが崩れており、トラブルが発生しやすい状態になっており、今後の避難生活の長期化に備えた住民間の信頼の醸成が必須である。実際に、様々な民族が共存することによる特定の民族間での緊張の高まりや、以前から暮らしている国内避難民と、昨年以降に避難してきた人々との間での紛争や、ホストコミュニティの住民との摩擦も引き続き報告されている。また、強制移動により分断されたコミュニティでは、従来コミュニティの紛争解決に中心的な役割を果たす指導者と暴力や争いの当事者になることが多い若者との接点や影響力が限定的という側面があり、若者世代のリーダーが紛争・暴力予防の担い手となる必要が認識されている。南スーダン国内の社会基盤は脆弱で紛争が再発しやすい状態にあり、紛争の再発や拡大を防ぐため、高次の争いの影響を受けにくい強靱なコミュニティづくり、つまりコミュニティレベルの紛争への予防・解決力（レジリエンス）の強化が急務である。

(2) 課題・ニーズの分析

国内避難民キャンプのIDPとホストコミュニティ住民の予防・解決力（レジリエンス）強化

2016年7月の戦闘以降、今回の事業地にも多くのIDPが新たに流入し、現在はグンボ地区に約3,000人、マハド地区には約7,000人、ウェイ・ステーション地区には約1,000人が避難している。もともと資源やインフラが十分でなかった環境にIDPの大量流入で人口が急増したことから、旧来のIDPとホストコミュニティ住民との間で起きていたトラブルに加え、2013年以来のIDPと2016年7月以降に発生した新しいIDPの間でもトラブルが発生する事態となるなど、住民同士の日常的な諍いが暴力的に発展し、傷害事件、ひいては民族間の関係悪化につながるようなことが常態化している。例えばグンボ地区では、水源を挟んで隣り合っている旧来のIDPと新しいIDPの間で、水源の使用方法に関するトラブルなど、新・旧IDPの間での関係が課題である。マハドではジョングレイ州を中心としたムルレ族とディンカ族の対立の影響を受けて、両民族が多く存在するマハド地区でも緊張の高まりがみられた。ウェイ・ステーション地区では、基本的な紛争管理の知識を持つ者がいなかったため、住民同士の交流が少なく、話し合いの場でもお互いを攻撃しあう様子が確認されている。

2018年6月以降の和平交渉の進展にも関わらず、住民レベルで実質的な和平の実感および成果が不透明なことにより社会不安が発生しており、事業対象地のグンボ地区含むIDPキャンプやホ

¹ UNHCR OPERATIONAL UPDATE South Sudan, 1-15 July 2018

ストコミュニティにおいて、若者によるギャング活動の活発化による治安の悪化や、脆弱性の高い女性や子どもへのストレスや暴力の拡散が懸念されるなどの状況が発生している。落ち着いたように見えるキャンプでも、政情変化や外部からの影響を受けて一時的に緊張感が高まることもあり、周りからの圧力を受けて平和的でない紛争解決方法をとってしまう指導者もいる。治安は現在も安定せず、避難が長期化することが見込まれるため、それに備えた国内避難民キャンプとホストコミュニティで自主的に紛争と暴力を予防・緩和可能な指導者およびユース・リーダーの育成が必要である。

(3) 対象地における紛争分析・配慮

- 裨益者の民族、宗教に偏りの内容に配慮する。基本的には実際の民族比率にあわせて選定するが、必要に応じて主要な民族の人数の調整や、少数派の民族への配慮を行う。
- 現地スタッフは、教育・ジェンダー社会福祉省のソーシャル・ワーカーや現地パートナーを含めて、特定の民族に偏らないように可能な限り配慮する。
- 2016年7月以前からの国内避難民とそれ以降の国内避難民との間の対立がみられることから、各地区での両者の人数比に十分に注意する。
- 地区の指導者を育成するうえで、既存の信頼関係を破壊しないよう十分に注意する。ユース・リーダーの選定については、健康であること、コミュニティに対する熱心さ、指導者の推薦があることを基準とし、選定・育成に関しては、既存の指導者との信頼関係を構築しながら行うことで、負の影響を最小化する

11. 他のアクターとの連携・調整

(1) 支援分野別クラスターの政策・計画における本事業の位置づけ

OCHA の報告²によると、2018年の南スーダンにおけるクラスター別ニーズは保護分野が最も高く、要支援者数は約640万人にのぼり、国内全体の要人道支援者700万人のうち92%が保護分野の支援を必要としている。そのうちIDPは190万人、ホストコミュニティ住民では250万人で、地域別では本事業の対象地である首都ジュバが最大の約40万人を占める。南スーダン Humanitarian Response Plan (HRP)2018によると、食糧安全保障の分野の支援対象者550万人のうち、国内避難民への支援190万人、ホストコミュニティへの支援310万人と多数に上っている³。

当団体は、事業対象地の保護クラスターのコーディネーターである UNHCR および食糧安全保障クラスターのコーディネーターである WFP と緊密にコミュニケーションをとっており、グンボ地区、マハド地区、ウェイ・ステーション地区に関する最新情報の共有や活動上のアドバイスを受けている。本事業でも十分な調整を行っていく。

(2) 受入国政府当局との連携・調整

当団体は、RRC において NGO 登録を毎年更新しており、過去事業において食料や NFI を配布した際や、研修を実施した際も RRC に詳細な計画を事前に報告し許可を得ており、当日も RRC 職員

² Humanitarian Need Overview 2018 (Dec 2017), UNOCHA

³ [OCHA South Sudan Humanitarian Response Plan 2018](#), p.19

が終日立ち合い実施状況を確認するなど、良好な関係を築いている。本事業でも RRC との調整を十分に行って進めていく。

本事業は、中央政府である農業食料安全省と中央エクアトリア州の教育・ジェンダー社会福祉省の双方と連携して行う。農業食料安全省の農業専門家の協力を得て、主にコンポーネント2の野菜栽培の技術指導や食品加工の専門家が立案する食料加工研修への助言やモニタリングツールの作成などを行う。教育・ジェンダー社会福祉省の職員（ソーシャルワーカー）は、当団体に出向し、主にコンポーネント1の紛争管理研修とコンポーネント3の啓発に貢献するほか、現地コミュニティの民族構成や複雑な対立関係に関する知見を活かして、紛争管理・民族融和レベル調査にも協力する。

（3） その他のアクターとの連携・調整

本事業は、受け入れ国政府当局、クラスター関係者の他、現地専門家と密接に協力して実施し、当団体が主導する形で連携・調整を行う。

12. 人道支援の質とアカウンタビリティに関する必須基準への適合性

（1） 支援セクターで定められた最低基準をどのように順守するか

- 現場で活動を行う職員や現地提携団体が誤解や攻撃の対象とならないように留意し、各地区の指導者らへの十分な事前説明を行うなど対策を講じる。
- 職員や現地提携団体に対しては、支援や対応において、部族・性別・年齢などに基づく差別をすることなく受け入れることを徹底させる。
- 裨益者や裨益団体が攻撃の対象とならないように細心の注意をはらい、配布の場所や方法に関して適切な対策を講じる。
- 裨益者が意見を述べる権利、弱者・少数者への配慮等、裨益者の権利保護（プロテクション）に関する配慮を行う。
- 現地提携団体を通じて、裨益者と直接十分に対話して、支援に対する裨益者の意見を汲み上げるために、裨益者が自らのニーズや不満等を説明出来る機会を提供するように努める。

（2） 人道支援の必須基準（CHS）をどのように順守するか

本事業は CHS のすべての基準を満たすように設計されている。特筆すべき点のみ以下に記す。

- CHS 4-2 の実現のため、裨益者のうち読み書きの知識がない人や、障害のある人にも等しく支援を届けられるよう、研修の際には絵や図を多用して説明したり、サポートが必要な人に対して適切な補助を付けたりするようにする。
- CHS 4-3 の実現のため、定期的な事業地視察やアンケート調査の実施により、本事業に対する国内避難民キャンプの住民の意見を、事業開始時から継続的に取り入れるよう努める。同時に、少数派民族や地域で権力の弱い人々の意見に注意を払う。
- CHS5-2 を遵守するため、裨益者にはあらかじめ苦情があれば伝えてほしいことと、その際の連絡先を明示する。その際、申立人及び内容の秘密は守られることを伝える。
- CHS5-3 の実現のため、現地職員に苦情を受けた際に、回答期限や回答すべき責任範囲を明示し、申し立て人に不安を抱かせないよう努める。性的搾取・虐待の訴えがあった場合は、ジェンダーに基づく暴力（GBV）の研修を受講している専門家のみにより事実確認と申立

人のフォローアップを行う。

- CHS5-5 のため、常に職員同士尊重しあい、風通しの良い組織文化を確立するよう努める。特に、ジュバと東京の間でのコミュニケーションは様々なツールを活用して密にとるようにし、些細な内容まで報告できる体制を整える。

(3) その他

裨益者には十分な情報提供を事前に行い、彼らの参加者・当事者意識を醸成するよう、準備・実施の段階で十分に留意する。

13. 事業管理体制

(1) 人員配置

① 全体

南スーダン事務所を事業実施拠点とし、邦人職員と現地職員との対面での直接協議を隣国ケニア、及び事業地の南スーダン（ジュバ市内・近郊）で行う。南スーダンの事務所は、ジュバ市内に事務所用建物を借り上げる。ケニア人の国際スタッフ（オペレーション・マネージャー）1名とウガンダ人の国際スタッフ（M&E マネージャー）1名は出張ベースで南スーダン事務所を訪れ、事務所と現地スタッフ6名の管理をする。邦人職員は可能であれば事業管理と会計管理のために南スーダン事業地を訪問するほか、ケニア事務所にて現地の事業担当者であるシニア・プロジェクト・オフィサー、フィールド・オフィサー2名、ファイナンシャル・オフィサーおよびアドミニストレーション・アシスタントとの直接協議の場を設ける。また、オペレーション・マネージャー及びシニア・プロジェクト・オフィサーを日本に招致し、運営の協議に加え、本事業の取り組みの日本国内での広報も行う。

② 南スーダン・ジュバ事務所

- ・オペレーション・マネージャー（ケニア人）：1名

現地における事業・人員・事務所の総括管理、財務・ロジ・危機管理、現地レベルの意思決定、大使館・JPF 等関係者への報告を行う

- ・M&E マネージャー（新規採用、ウガンダ人を予定）：1名

現地政府・提携団体・国際機関との調整、研修・啓発・モニタリング評価の進捗管理を行う

- ・シニア・プロジェクト・オフィサー：1名

当団体现地スタッフ。事業活動とモニタリングの実施をする。

- ・その他の現地職員の役割については「人役・従事業務詳細」の通り。

③ 東京本部

- ・事業統括：1名

事業の責任者として管理・運営を統括する

- ・事業担当：1名

事業の調整を本部にて行い、現地との調整、JPF 等関係者との連絡、調整・国内広報との調整を行う

- ・会計担当：1名

事業経理全般を監督し、会計に関しての現地との調整、現地出納帳を管理する

(2) 資金管理

当センターの資金は東京本部が一元管理し、事務局長の決裁により日常的な事業資金運用を行い、一定額以上の送金や運用は理事長決裁を行う。東京本部事業担当が JPF の事業費目に準拠し予算管理をおこない、オペレーション・マネージャーが事業担当の承認を得ながら、現地事務所における執行を行う。事業資金運用に際しては、資金を分別管理し、また会計記録上も資金をプロジェクト毎に分けて管理する。南スーダン共和国国内での資金管理は、東京本部事務所から送金分について、オペレーション・マネージャーが東京本部の承認を得ながら、管理することとする（遠隔での資金管理体制の詳細については「別紙1 遠隔での資金管理体制」を参照）。現地においてすでに口座開設実績をもつ銀行に口座を開設する。

14. 想定されるリスクへの対処法

現地政府・提携団体・NGO フォーラムなどから現地情勢に関する最新情報を十分に入手してリスク分析を行い、治安悪化に対する情報について柔軟に対応できるよう活動を適宜計画・修正する。また現地の安全が確保できるまでは邦人職員を現地に配置および派遣せず、現地職員及び提携団体職員が現地における業務に従事する。地区の指導者らと良好な関係を保ち密に連絡をとり、事業地の情勢に変化があればすぐに確認できるようにする。

15. 安全管理体制

- ・当会は、日本政府又は JPF が決定した入域制限、撤退、一時退避に従う。
- ・団体として南スーダン NGO フォーラムに加入済みであり、安全管理情報を常時入手できる体制にあるほか、協力団体や現地職員らからも最新の治安情報を得る。
- ・団体として安全対策指針およびリスク分析を作成済みである。
- ・原則として、邦人職員は、JPF 事務局、当団体東京本部、大使館、国際機関、NGO フォーラム、その他の現地団体等から常に安全情報を収集し連絡を密にする。緊急連絡網及び携帯電話・衛星電話を常備し、各関係機関と連絡が取れるように十分注意する。
- ・緊急退避に備えた退路の確保、日常的な連絡と手順の確認を実施し、職員で情報共有する。
- ・現地の治安情勢から出張が困難とされた場合は、JPF へ連絡・相談の上、延期・中断する。

16. 連結性または持続発展性

本事業は 2016 年 12 月から開始した 3 年計画事業の最終年であり、当団体が 3 年間事業を実施した地区を事業対象地とする。この 3 年間の事業により、①地域の指導者と次世代のリーダー候補であるユース・リーダーを中心としたコミュニティ主体の紛争予防・解決の仕組みの整備、②多民族、IDP、ホスト・コミュニティという違いを超えた住民同士の共同作業を通じた紛争管理の実践と平和構築の基盤づくりを目指している。

平和的共存の取り組みを行うにあたって、初期の段階から「平和」を前面に出すと、心の準備が来ていない多くの住民が反発し参加度が下がることがある。そのため、本事業のように「食料」や「経

ジャパン・プラットフォーム提出用 (フォントはMS明朝、10.5ポイントを使用のこと。)

済状況改善」など、大多数の住民に共通かつ優先度が高いニーズを入り口にする事で、対立構図に関わらず住民が参加しやすい内容とした経緯がある。そのうえで、参加住民が成果物や技術取得するには対立や軋轢を超えて協働する必要がある仕組みをつくり、ノルマの分担、物品・成果物の管理に関わるコミュニケーションを通じ、相互の偏見を緩和し、争うより共存したほうが互いの生活が改善するという共通の成功体験を通じた帰属意識の形成を行う。

これまでの2年間の支援を通して、事業対象の3地区において、指導者とユース・リーダーの能力向上および協働関係づくりと、共同作業実施のための環境整備と住民の能力向上が達成された。3年目の本事業では、これまでの支援の成果を踏まえた上で、事業終了に向けて、特に持続性の強化に焦点を当てた支援を行う。

1つ目の柱のコミュニティ主体の紛争予防・解決の仕組みについては、指導者によるユース・リーダーの指導力とユース・リーダーによる自発的啓発活動の実施能力を高めると共に、事業終了後も指導者及びユース・リーダーが自発的かつ継続的に啓発や紛争管理を行い、紛争が発生した際には調停者としての役割を果たしていけるよう、オーナーシップの醸成および持続性の向上を図る。

また、若者の社会参画に関わる国連機関、政府機関、国際・現地 NGO の取り組みを調査し、事業終了後に対象地区の若者の活動へのサポートやメンタリングを行いうるパートナーの選定およびネットワーク構築を行う。特に現地 NGO の特定を優先し、必要に応じて啓発研修やマニュアル・ガイドライン作成プロセスに参加してもらう。

2つ目の柱の紛争管理研修で学んだ内容の実践としての共同作業では、野菜栽培や食料加工に加え、事業終了後も継続的に活動が持続するようになることを目標に、密接かつ複雑な協働を促す。これらの研修と実践としての共同作業を通じて、コミュニティ内の融和と平和的共存を促進する。また、作業所設置を中心とした環境整備、自家採種による野菜栽培の導入、新規裨益者への普及を通じて、共同作業の持続性と地区内での一般化を目指す。

3年間事業の最終成果として、本事業の終了時に以下を達成することで、当団体が本事業を終了した後でも住民主体で活動を継続する環境が整う。

- ① 本事業の対象地区において、指導者およびユース・リーダーが、日々発生する諍いなどを自発的に仲裁し、平和的な方法で解決できる。また、その活動を自主的に継続したいという高い意欲と、指導者とユース・リーダーの間の指導・協力関係ができています。
- ② IDP の異なる民族、ホスト・コミュニティが共同して、野菜の栽培と食料加工を継続して行えるようになる。
- ③ 日々の諍いを平和的に解決することに関して、ユース・リーダーが中心となってより多くの住民に啓発し、コミュニティレベルの平和と治安の維持に対する意識が向上する。

これらが満たされることにより、対象地区住民の日常における紛争をより大きな紛争に発展させないような社会的な仕組みが維持される状況が生まれる。この社会的仕組みが、本事業終了後も継続的に実践され、平和的な紛争管理の経験を住民自身が蓄積していくことが、将来の民族融和及び地域の平和構築の達成への道程となると考えている。

17. 申請団体による同国内での関連事業

2009年に当団体は南スーダンに活動拠点を設けた。2011年の南スーダン独立にあわせて、2010年からはまず国造りに資する若年層の職業訓練・人材育成を行った。2013年12月の内戦勃発を受け
ジャパン・プラットフォーム提出用 (フォントはMS明朝、10.5ポイントを使用のこと。)

て、2014年以降はジュバ市及び周辺の国内避難民キャンプにて、主に保護分野（例：ジェンダーに基づく暴力、児童保護）の事業を実施してきた。特に、マハド地区、グンボ地区にある国内避難民キャンプでは、3年間に渡り支援を行っている。各国内避難民キャンプでは、緊急支援としての物資配布の他、ジェンダーに基づく暴力の予防や対応、児童保護に貢献できる専門家の育成やネットワーク構築を中心に行った。これらの国内避難民キャンプにおいて、一定の成果が確認されたことから、2016年3月から8月にかけて野菜栽培を通じた民族間の対話と融和の促進事業を実施した。その結果、裨益者の92%に異民族との対話の増加が確認されるなど成果が得られた。

2016年7月に発生した戦闘により同事業が中断を余儀なくされたため、同年8月から12月までは新規の国内避難民への緊急的な食料・物資配布を実施した。同年12月以降現在までは、新規の国内避難民の流入により各キャンプの民族構成が変化してトラブルが発生しやすい状況に陥ったため、コミュニティの予防・解決力（レジリエンス）強化のため、再度、共同作業を通じた民族融和に取り組んでいる。

このほかに、ロータリークラブからの助成や民間企業からの寄付金により、ジュバ孤児院にて野菜栽培研修および農具・種子の配布を実施した。収穫された野菜は孤児たちの食事として活用されたほか、一部の野菜を市場で販売することによって収入を得て、新たに栽培用の種が購入された。

18. 本事業の主な分野を以下から選択

- ① 農業 (Agriculture)、③ 食糧 (Food)、⑥ 平和構築 (Peace Building)

以上